

公共コミュニケーション学会（P R A S）研究誌投稿要綱

2015年10月24日

改訂：2022年7月xx日

（目的）

第1 本研究誌は、公共コミュニケーションにかかわる諸問題の研究および応用を促進し、その関連する領域における学術研究、実務的研究の発展、啓発に積極的に寄与することをその主たる目的とする。

（投稿者の資格）

第2 研究誌の投稿者は、単著・共著ともに、すべての著者が学会員でなければならない。

（投稿原稿）

第3 投稿原稿については、以下のとおりとする。

- （1）投稿原稿の種類は、「論文」（招待論文、査読論文）、「研究ノート」とする。
- （2）投稿論文は、オンラインにより、投稿申込用紙のほかに、原本1部と著者情報を除いた査読用原稿1部の合計2部を提出する。
- （3）投稿原稿作成にあたっては、「公共コミュニケーション学会（P R A S）研究誌の執筆要領と作成例」に従うこと。論文以外の原稿についても、その記述方式は原則として執筆要領に準ずるものとする。提出された投稿原稿は返却しない。
- （4）すでに、他学会等に投稿したものを投稿してはならない。当学会に投稿した投稿原稿は、不採択の場合を除き、他学会等へ投稿してはならない。

（投稿原稿の受付）

第4 投稿は別に定める日程・手続に従って、投稿することとする。研究誌編集委員会に到着した原稿（査読論文）は、受付が行われた後、査読の手続きがとられる。ただし、投稿原稿の記述方式等が執筆要領を逸脱している場合は、投稿原稿を受け付けない。また、同一号には単著・共著ともに論文および研究ノートの複数投稿を受け付けない。

（投稿原稿の審査）

第5 投稿原稿の審査については、以下のとおりとする。

- （1）査読論文は、複数の査読者によって審査される。審査は学術論文受付後、速やかに行うものとする。審査の結果、論文の内容修正を著者に要請することがある。その場合の再提出の期限は別に定める。
- （2）招待論文、研究ノートは、研究誌編集委員会が閲読し、必要に応じて著者に修正を求めた上で、研究誌編集委員会で採否を決定する。

（投稿原稿の掲載）

第6 投稿原稿の掲載については、以下のとおりとする。

- （1）投稿原稿の掲載は、研究誌編集委員会が決定する。
- （2）投稿原稿の受付日は、研究誌編集委員会が当該投稿原稿を受け付けた日とする。

（著作権）

第7 著作権については、以下のとおりとする。

- （1）掲載された論文等の著作権は、原則として著者に帰属する。
- （2）著作権に関し問題が発生した場合は、著者の責任において処理する。
- （3）著作者人格権は、著者に帰属する。著者が自分の学術論文等を複製、転載などの形で利用する

ことは自由である。

(要綱の運用)

第8 この要綱に定めのない事項については、研究誌編集委員会の所掌事項に属することに関しては、研究誌編集委員会が決するものとする。

(要綱の改正)

第9 この要綱の改正は、研究誌編集委員会の議を経て、研究誌編集委員長が行う。

附則

この要綱は、2020年1月11日より施行する。